

愛知県三河湾における底魚資源に関する大濱漁協小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網）
漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年1月9日

協定認定日 令和6年1月15日

（目的）

第1条 本協定は、小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網（三河湾））漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網（三河湾））漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、愛知県三河湾海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網（三河湾））漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、貝けた網漁業ではトリガイ、えびけた網漁業ではガザミ及びクルマエビ、まめ板網（三河湾）漁業ではマアナゴ及びトラフグとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網（三河湾））漁業とする。

（資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| トリガイ | 愛知県資源管理方針（令和2年愛知県告示第453号。以下同じ。）別記17に定める資源管理の方向性 |
| ガザミ | 愛知県資源管理方針別記15に定める資源管理の方向性 |
| クルマエビ | 愛知県資源管理方針別記10に定める資源管理の方向性 |
| マアナゴ | 愛知県資源管理方針別記12に定める資源管理の方向性 |
| トラフグ | 愛知県資源管理方針別記8に定める資源管理の方向性 |

（資源管理の目標の達成のための具体的取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 毎週火曜日又は水曜日を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することとする。
- 二 トラフグについては、9月1日から9月30日までの間、全長25cm以下の水揚げを行わないこととする。
- 三 マアナゴについては、10月1日から11月30日までの間、全長25cm以下の水揚げを行わないこととする。

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、愛知県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、漁協出荷状況データ及び操業日誌等を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を愛知県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に愛知県、愛知県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証にかかる事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び愛知県資源管理方針において、重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、愛知県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について愛知県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び愛知県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われる。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年3月1日から令和11年2月28日ま

で)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき愛知県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別添、参加者名簿のとおり。